

平成 29 年度曾於市社会福祉協議会事業計画

基本方針

国勢調査開始以来、初めて日本の人口は減少に転じ、少子高齢化は一段と進んでいることが明らかになりました。本市の高齢化率はすでに 37% を超え、子どもの数を含めた人口も急速に減少している状況です。一方で、高齢になっても、住み慣れた我が家で暮らしたいと望む人も増えてきています。また、障がいや疾患を持つ人や生活に困窮する人など様々な課題を抱えながらも、安心して地域社会の中で暮らすことができる環境整備や地域生活支援の在り方が問われており、地域での暮らしを支える福祉の充実は今々の課題となっています。

また、社会福祉法人制度改正に伴い、「公益性」「非営利性」を備えている社会福祉法人として「国民に対する説明責任」「地域社会へ貢献する法人の在り方」が改めて定義されました。

このような状況の中で、本会のこれまでの実績を活かしながら、地域のネットワーク、住民や様々な関係機関と協働し、共生社会を支えるためのしくみづくりを主体的に推進し、地域包括ケアシステム¹の一翼を担っていくことが求められます。

組織経営において、介護保険制度の改正により、要支援者へのサービスが市町村事業に移行され、さらに、介護報酬改定や介護人材の確保の課題等により、経営上厳しくなることが予測されます。一人ひとりの尊厳を重視した専門性の高いサービスを展開し、効率的かつ適切で安定した事業運営に努めていく必要があります。

本会は、「人と人とのつながりを大切に 地域と共に歩む」の理念のもと、地域の状況、社会福祉の動向を踏まえ、アウトリーチ²を基本としてコミュニティソーシャルワーク³の強化、既存事業の見直しと充実、新規事業の研究・開発、受託事業に伴う体制整備など、第二次基盤強化計画に沿って、関係機関・団体等と協働し、職員の資質とサービスの向上を図り、安定した事業経営と地域に信頼され必要とされる社会福祉協議会活動を実践していきます。

¹ 地域包括ケアシステム：団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。

² アウトリーチ：相談援助機関に持ち込まれる相談を待つのではなく、地域社会に出向き、相談援助を展開していくこと

³ コミュニティソーシャルワーク：地域において援助を必要とする人に対し、個別・地域支援や地域へのアプローチなどの社会福祉活動

重点事業

I 総務課関係

1 会務の運営

社会福祉法人として地域福祉を目的とした諸事業を的確・効率的に実施し、充実した経営と組織の基盤強化を図るため、次の会務を行います。

(主な事業)

- (1) 理事会の開催
- (2) 評議員会の開催
- (3) 監査の実施
- (4) 基盤強化計画に基づく取り組み
 - ア 役職員事業推進検討会の開催
 - イ 職員意識調査の実施
- (5) 社会福祉充実計画の実施
- (6) 役職員研修会の実施
- (7) 管理職(事務局長・課長・支所長)会議の開催(毎月)
- (8) 主任会議及び担当者会の開催(随時)
- (9) 職員会議の開催(毎月)

2 職員研修・意識改革の推進

サービスの質の向上を図るため、自己研鑽の促進、職員の意識改革に努めるとともに、県社協等が実施する各種研修会への積極的な参加に努めます。

(主な事業)

- (1) 本・支所別自己啓発研修会
- (2) 役職員全体研修会(本・支所合同研修)
- (3) 事業所別ミーティング・研修会
- (4) 各種団体実施研修会への参加
- (5) 新人育成研修会
- (6) 課長・支所長・主任・一般職・臨時職等の職位別研修会
- (7) 課長・支所長・主任就任時研修会
- (8) 資格取得の促進・支援

3 表彰・顕彰

本会表彰規程に基づき、社会福祉功労者等に対しその業績を称え、労をねぎらうために表彰状又は感謝状を授与する。また、県社会福祉協議会会長表彰、その他顕彰等の取りまとめを行ないます。

(主な事業)

- (1) 曾於市社会福祉大会における表彰状等の授与
- (2) 県社会福祉協議会会長及び九州社会福祉協議会連合会会長表彰手続き

4 曾於市公共の施設の指定管理経営

曾於市公共の施設の指定管理者として、指定管理施設の設置目的を十分踏まえ、業務内容を遵守し、地域住民の誰もが気軽に利用できる施設として適切な管理経営に努めます。

(主な事業)

- (1) 財部保健福祉センターの経営
- (2) 大隅弥五郎伝説の里の経営
- (3) 財部・末吉・大隅デイサービスセンターの経営

5 本会経理事務の実施

社会福祉法人制度改革による、改正社会福祉法人会計基準に則り、経理に関する事務を適正に実施するとともに、資金の運用・積立金・現金の保管等は安全確実かつ、最も有利な方法により保管します。また、社会福祉充実計画実施のための、社会福祉充実残額を算定します。

(主な事業)

- (1) 改正社会福祉法人会計基準に基づく経理事務
- (2) 歳計現金、積立金、基金その他資金の執行及び管理
- (3) 社会福祉充実残額の算定

6 啓発活動及び情報公開

本会に関する情報等を正確かつ敏速に公開します。

(主な事業)

- (1) 情報紙「手と手」発行
- (2) ホームページによる情報発信等

7 職場環境の整備

本会安全衛生管理規程及び一般事業主行動計画に沿って全職員にとって働きやすい職場環境づくりを推進します。

(主な事業)

- (1) 職場巡視点検及び衛生委員会の開催並びに業務の効率化の検討等
- (2) 週1回のノー残業デーの設定及び年休取得促進等
- (3) リフレッシュ休暇(3日連続の年休取得)の周知等による年休取得促進等
- (4) 育児介護休業制度に基づく諸制度の周知
- (5) メンタルヘルス等相談窓口の設置及び周知
- (6) ストレスチェックの実施

8 組織運営及び事業の提案・改善

組織の運営や事業について職員の意見を反映し計画、改善を図っていきます。

(主な事業)

- (1) 社会福祉充実計画の策定及び実施
- (2) 組織内において課題及び情報を共有する仕組みの検討と取り組み
- (3) 職員の組織の一員としての意識状況を把握するため、調査を行う
- (4) 新規事業実施及び事業受託に向けた体制整備
- (5) 持続かつ安定した組織づくりのための職員採用計画の実施
- (6) 各職員の役割の明確化と内部管理の徹底
- (7) 職員意見箱の設置による意見・提案の把握と事業内容の検討

9 共同募金運動への協力

地域福祉を推進する大きな財源となる共同募金について、広く募金の趣旨を啓発するとともに、共同募金運動への協力を行います。

(主な事業)

- (1) 募金活動の啓発
- (2) 曾於市共同募金委員会との連携
- (3) 共同募金・歳末たすけあい運動への協力

10 その他本会の目的達成のために必要な事業

- (1) 曾於市共同募金委員会事務局
- (2) 日本赤十字社鹿児島県支部曾於市地区事務局
- (3) 曾於市民生委員児童委員協議会連合会及び各地区民生委員児童委員協議会事務局

II 地域福祉課関係

社会福祉の理念に基づき、自らの努力だけでは、生活が維持できない方々に、ノーマライゼーション⁴、ソーシャルインクルージョン⁵、社会連帯の考え方に立ち、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域社会の中で、その人らしい生活が送れるよう支援する視点を大切に地域福祉事業の推進をおこないます。

1 地域福祉活動推進事業

地域福祉推進の中核としての役割を果たすため、地域において、住民が安心して暮らせるよう、地域の福祉課題の解決に取り組み福祉サービスを必要とする人への支援が届けられるよう、校区社会福祉協議会を中心に身近な生活圏域での共助のしくみづくりを推進します。

また、改正社会福祉法が施行され、地域における社会福祉法人として「地域における公益的な活動」の実施が責務となりました。そこで、本会がコーディネーター役として、社会福祉法人や異業種と連携し地域課題を提案して解決のための公益的な活動につなげていきます。

(主な事業)

(1) 地域福祉ネットワークづくり事業

- ア 地域別地域福祉ネットワーク会議の開催
- イ 福祉施設・団体・グループ等各種連絡会及び社会福祉法人連絡会の開催

(2) 校区社会福祉協議会活動事業

- ア 26 校区社会福祉協議会地域福祉活動助成金交付
- イ 26 校区社会福祉協議会会長・役員会の開催(年4回)
- ウ 3 地域別の校区社会福祉協議会代表者会の開催
- エ 地域福祉活動関係研修への参加

(3) 地域の福祉推進(テーマ別課題解決)事業

3つのテーマを設け、校区社会福祉協議会活動の一環として取り組み、地域課題の解決につなげます。3つのテーマは、①小地域サロン及び福祉(高齢者)のつどい等開催活動、②校区社会福祉協議会主催の社会福祉大会開催、③その他、校区社協が行う地域福祉活動

(4) 在宅介護支援事業

- ア 認知症を介護する方への支援・・・みかんの会(カフェ)の開催
- イ 在宅で介護するご家族へ出向きの機能を活かした支援

(5) 弁護士相談窓口設置事業

- ア 相談窓口の開設 (3地域を持ち回りで、毎月開催)

(6) 100歳到達者への祝金贈呈事業

(7) 法外援護事業

災害時(火事や災害)の見舞金の贈呈や浮浪者へ一時的な交通費の支給も行います。

- ア 災害時の見舞金の贈呈
- イ 浮浪者への支援金

(8) 権利擁護センター設置準備事業

権利擁護センター開設に向けた研修や協議を行います。

⁴ ノーマライゼーション：障害を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方

⁵ ソーシャルインクルージョン：すべての人々を孤立や排除から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあうという考え方

2 ボランティア・市民活動センター事業

ボランティア・市民活動センターの窓口として、登録、更新、斡旋、相談等ボランティア活動のコーディネートを行い、地域住民への福祉教育の推進を図ります。また、災害ボランティアセンターの体制の整備を行い、ボランティア活動の参加促進・情報発信を行います。

- (1) ボランティア・市民活動センター運営委員会の開催
- (2) ボランティアグループ等連絡会の開催
- (3) 「ほっとぼらんていあ」の掲載 (2ヶ月に1回、手と手に掲載)
- (4) 災害ボランティアセンターの啓発
- (5) ボランティア協力校活動助成(補助金申請校のみ)

3 赤い羽根共同募金助成事業

曾於市共同募金委員会へ下記6事業の活動助成金申請を行い、平成29年度も引き続き、地域福祉活動の推進を赤い羽根共同募金を財源に実施します。

- (1) ささえあいネットワーク事業
 - ア 在宅福祉アドバイザーによる見守り活動の推進
 - (ア) 26校区ネットワーク会議(在宅福祉アドバイザー会議)(年2回)
 - (イ) 在宅福祉アドバイザー手引きの作成
 - (ウ) 在宅福祉アドバイザー活動助成金交付
 - (エ) 在宅福祉アドバイザー活動保険への加入
 - イ 支えあいマップ作りの推進
 - ウ 民生委員と在宅福祉アドバイザーの意見交換会の開催
- (2) 子育て支援事業
 - ア サロン活動の支援
 - イ 新生児紙おむつ贈呈事業
- (3) 障がい者支援事業
 - ア 障がい者就労施設との連絡会の開催
 - イ 曾於市障がい者レクリエーション大会の開催
 - ウ お掃除サポート事業の実施(3障がい者世帯)
- (4) ほっと♡サービス(住民参加型福祉サービス)事業
 - ア コーディネート業務
 - イ 協力者へのスキルアップ講座の開催
 - ウ 協力員連絡会の開催
- (5) 福祉教育及びボランティア活動推進事業
 - ア ボランティア協力校指定事業
 - イ ボランティア協力校連絡会の開催(年2回)
 - ウ 福祉教育出前講座(小学生)開催事業
 - エ サマーボランティア体験活動事業
 - (ア) 施設体験【中・高校生対象】
 - (イ) スキルアッププログラム【中・高校生対象】
 - オ 赤い羽根共同募金映画会の開催

(6) 高齢者等ふれあい・いきいきサロン事業

在宅で暮らす高齢者等の引きこもり防止や介護予防・安否確認等の機能をもつ居場所となるサロンの開設を行います。ボランティアの積極的な参画と様々な団体との連携・協働により、身近な場所で集う場づくりとして、生きがいづくりや生活課題抽出につながるための相談支援を行います。

- ア 活動助成金の交付
- イ ふれあい・いきいきサロン代表者連絡会の開催 (年2回)
- ウ サロンへの専門職派遣事業
- エ サロン環境整備のための公共施設等への座椅子贈呈事業
- オ 県社協主催研修及びサロン活動研修会への参加

4 歳末たすけあい募金助成事業

(1) 歳末たすけあい地域福祉活動助成事業

- ア 助成事業の公募、報告会の開催

(2) お掃除サポート事業

5 福祉サービス利用支援事業（基幹的社会福祉協議会）

判断能力に不安があるため、日常的な金銭管理等に困っている高齢者、障がい者などが安心して日常生活を送れるよう、福祉サービス利用支援専門員及び利用支援員を配置し、相談業務及び支援計画の作成等を行い具体的な支援を行ないます。

- (1) 福祉サービス利用支援事業の啓発
- (2) 利用者支援
- (3) 支援者会議の開催
- (4) 専門員・支援員研修会への参加

6 低所得者・困窮世帯への貸付事業

平成27年度から施行されている「生活困窮者自立支援制度」の開始と共に、様々な福祉課題を抱え、社会的に孤立し、制度の狭間におかれている方々に対し、経済的困窮という表面上の課題のみでは本質的な解決に至らないことが多く、自立は難しいと思われまます。生活保護に至る前の段階として、自立支援の強化を図るためにも行政等の窓口と連携を図りながら、相談援助の専門職としてソーシャルワークを行うことが重要です。

生活福祉資金貸付制度についても、県社会福祉協議会や民生委員と連携しながら、他の貸付制度等が利用できない低所得者、障がいを持つ人や要介護高齢者と同居している世帯に対して、資金貸付を行うことで経済的自立と生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援し、制度の周知・啓発にも努めます。

- (1) 相談・援助と課題解決への支援
- (2) 生活福祉資金貸付事業への協力

総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・緊急小口資金・不動産担保型生活資金

- ア 生活福祉資金の周知、啓発
- イ 不良債権の整理促進への協力
- ウ 離職者生活支援つなぎ資金貸付への協力
- エ 償還指導

(3) 小口福祉資金貸付事業

社協独自の事業で、市内に居住する低所得者・障がい者・高齢者に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行い、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう本事業の周知、啓発に努めます。

- ア 小口福祉資金の貸付
- イ 小口福祉資金の周知、啓発
- ウ 小口福祉資金債権管理

7 心配ごと相談事業

社会情勢が変化していく中で、住民の抱える悩みは複雑多様化しつつあり、問題解決のための情報提供や相談支援の充実が求められている。このため日常生活における住民からの幅広い相談に応じ、関係機関との連携による事態の深刻化の予防、防止、また相談者自身による解決策への助言等、問題解決への支援を行ないます。

- (1) 心配ごと相談所の開設 (3ヵ所)
毎週木曜日 午前9時30分～正午
末吉中央公民館、大隅中央公民館、財部保健福祉センター
- (2) 相談員研修会の実施 (市社協主催)
- (3) 相談員研修会への参加 (県社協主催 年1回)

8 多世代交流多機能型支援の拠点づくり事業

末吉町柳迫校区の地域福祉活動拠点皆来館(みなくるかん)が開所し1周年を迎えます。校区社会福祉協議会を中心に、実行委員会や企画会の中で討議や研修などを重ね、住民主体の活動が充実してまいりました。

平成27年10月に曾於市より運営を受託し、今年度は最終年度の3年目となります。さらに、地域の課題の抽出を行い、解決に向けての地域資源の活用や公民館活動と協働しながら、継続的な住民主体の活動の充実を図ってまいります。

- (1) 皆来館開所1周年記念式典
- (2) 見守り活動の充実
- (3) 支えあいマップの見直し
- (4) 新規サロンの立ち上げ
- (5) 子育てサロンの開催
- (6) 認知症サポーター養成講座の開催(自治会別)
- (7) 民生委員担当別ネットワーク会議の開催 など

9 財部地域福祉相談センター事業

平成28年4月1日から、身近な地域の相談窓口として、財部地域福祉相談センターが設置されました。それに伴い、曾於市から財部地区高齢者相談窓口運営事業等業務を受託し、在宅の要援護高齢者若しくは、要援護者となる恐れのある方又は家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、支援することを目的とし、財部中央公民館内に専門職員2名を配属しています。

今年度も引き続き、民生委員・児童委員や在宅福祉アドバイザー、関係者との連携を図り、要援護者へ専門性を活かしたソーシャルワークを行い、課題解決のための支援を継続的に行ってまいります。

Ⅲ 福祉事業課関係

1 曾於市介護予防・日常生活支援総合事業に応じた事業展開

平成 29 年 4 月から曾於市介護予防・日常生活支援総合事業が実施されることに伴い、通所介護事業所及び訪問介護事業所は、事業体制や基準に応じた体制整備を行います。介護職員の配置状況に応じて、利用者定員数を縮小し、個別支援の継続を図ります。

障害福祉サービスについては、障がいがあっても地域社会の一員として自立した在宅生活が続けられるように、地域や関係機関との連携をさらに深めながら、在宅生活を支援します。

2 社協職員として自覚と誇りを持ち専門性の高い支援の実践

福祉の専門職として、住民一人ひとりの思いに寄り添う支援を実践します。また、社会福祉協議会の職員としての自覚と誇りを持ち、地域の一員として地域福祉の推進に寄与することを全職員の責務とします。

これまで培った知識や技術を活かし、地域のサロン活動への積極的参加と認知症講習会の実施や福祉教育の推進にも積極的に取り組み、地域から信頼され、求められる事業所を目指します。

3 働きやすい環境づくりと人材育成の強化

効率よく業務が遂行できるように業務内容の改善を職員一体で取り組み、時間外労働の削減や職場環境の改善を図ります。また、介護職員が不足していることや職員・臨時職員等の高齢化などから人員体制の見直しも行います。

さらに、人材育成のための教育体制を協議し、継続して働ける事業所づくりに努めます。

(主な事業)

福祉事業課全体

資格取得の推進及び専門職の育成や定期的な経営会議の開催、介護予防・日常生活支援総合事業に基づくサービスの開始及び各種事業受託に向けた体制整備等を行います。

(1) 居宅介護支援事業（第 1 号介護予防支援事業含む）

要支援・要介護認定者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、医療・保健・福祉等の地域資源の活用やインフォーマル⁶な支援を含めたケアマネジメントを適切に行い、利用者に寄り添う支援を行います。

(2) 訪問介護事業（第 1 号訪問事業含む）

個別のニーズに応じた支援ができるように、専門的知識及び介護技術を磨き、サービスの質の向上を図ります。また、利用者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を送れるように支援します。

(3) 訪問入浴介護事業（介護予防訪問入浴介護含む）

市内唯一の訪問入浴介護事業所として利用者のニーズに応えられるよう、専門的知識及び技術の向上を図り、快適な入浴支援を行います。

(4) 通所介護事業（第 1 号通所事業含む）

利用者に満足していただけるサービスの提供と介護者の心身の介護負担の軽減を図るため、送迎、入浴、食事等のサービスを行い、利用者の在宅生活の継続を支援します。

⁶ インフォーマル：公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助など。

(5) 小規模多機能型居宅介護事業（介護予防小規模多機能型居宅介護含む）

地域とのつながりを大切にしながら、訪問・通所・宿泊のサービスを一体的に提供し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援します。

(6) 居宅介護事業（重度訪問介護事業含む）

個別のニーズに応じた支援ができるように、専門的知識及び介護技術を磨き、サービスの向上を図ります。また、家事援助や身体介助等のサービス提供を行い、在宅で暮らす障がい者等が自立した日常生活を営むことができるように支援します。

(7) 地域生活支援事業（障害者総合支援法等に基づく訪問入浴サービス事業・生活サポート事業・地域活動支援センター事業）

ア 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者・児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、在宅生活を支援します。

イ 生活サポート事業

介護給付の対象外となる障がい者等の負担軽減を図るため、日常生活に関する支援を行います。

ウ 地域活動支援センター事業

障がい者等が暮らす地域の実情に応じ、基礎的事業として創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図り、障がい者等の在宅生活の継続を支援します。

(8) 高齢者訪問給食サービス事業（市委託事業）

高齢者や障がい者等に対して配食サービスを行い、食生活の改善及び健康増進と自立した生活の維持などの支援や安否確認などの見守り活動をとおして、在宅生活の継続を支援します。

(9) 一般介護予防事業（市委託事業）

市の委託事業に基づき、高齢者等に対し、介護予防及びその啓発を図ることを目的として、サービスを行います。

(10) 給食サービス事業（社協単独事業）

市の委託事業の対象外の高齢者や障がい者等に対して配食サービスや安否確認等を行い、自立した在宅生活の継続を支援します。

(11) 通所型介護予防事業(社協単独)

市の委託事業の対象外の高齢者等に対し、介護予防及びその啓発を図ることを目的として、サービスを行います。